

鳥取市補助金カルテ

NO.	141	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8288
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市SDGs未来都市推進事業支援補助金				
概要	鳥取市SDGs未来都市計画に賛同する個人や団体等が、同計画に沿った事業を実施する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市第11次総合計画（施策コード2101、2102、2103、2104、2201）、鳥取市SDGs未来都市計画				
創設年度	R3	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	SDGs 未来都市推進事業費					
R 7 予算	19,000千円					
R 7 予算 積算根拠	・再エネ活用型スマート農業実装支援事業(補助率1/2) 1件×5,000千円(上限額) ・プロモーション活動支援事業(補助率1/2) 3件×1,000千円(上限額) ・太陽光パネルリサイクル推進事業(補助率2/3) 2件×2,000千円(上限額) ・他3事業(補助率1/2) 7,000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	7	9,200
				R 5	5	5,885
				R 4	3	4,202
				R 3	0	0
補助率・補助額	1/2、2/3			上限額	5,000千円	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった鳥取市SDGs未来都市計画の取組に共感・賛同する個人、企業、団体				
交付要件	・再エネ活用型スマート農業実装支援事業 ・プロモーション活動支援事業 ・SDGs推進まちづくり支援事業 ・太陽光パネルリサイクル推進事業 ・地域資源を活用した地域活性化に資する事業 ・ワーケーションプログラム開発・実施事業支援				
対象経費	事業の実施必要となる経費（ハード経費、ソフト経費）、 調査、研究に係る経費等				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 SDGs未来都市計画では太陽光パネルのリサイクルの促進を進めているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	142	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	乾燥地研究情報発信事業補助金				
概要	鳥取大学乾燥地研究センターの情報発信事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	企画費	
歳出事業名	大学等情報発信事業費					
R7予算	380千円					
R7予算 積算根拠	鳥取大学乾燥地研究センター 乾燥地研究情報発信事業 380千円 ※鳥取県と同額補助			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	380
				R5	1	380
				R4	1	380
				R3	1	350
補助率・補助額	10分の10			上限額	450千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	とっとり乾地研倶楽部
交付要件	本補助金の対象となる者は、鳥取大学乾燥地研究センターの支援団体である「とっとり乾地研倶楽部」とする。
対象経費	広報資料作成・配布経費、一般公開等経費、セミナー・ワークショップの情報提供経費、海外派遣経費、情報交換会経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県と同額を補助しているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 県と同額を補助しているため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	整合性は満たすが、同額補助している県の動向も踏まえ、事業内容等の精査が必要（10/10補助を継続する以上、事業内容の妥当性を精査し公平性に努めることが必要。）
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	143	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8284
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	公益社団法人鳥取市シルバー人材センター補助金				
概要	公益社団法人鳥取市シルバー人材センターの運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	老人福祉費	
歳出事業名	シルバー人材センター運営補助金					
R 7 予算	22,700千円					
R 7 予算 積算根拠	・フリーランス新法就業環境整備促進事業821千円 ・高齢者活用・現役世代雇用サポート事業10,496千円 ・インボイス制度対応事業1,500千円 ・シルバー運営事業9,883千円 ※シルバー人材センター運営費不足額を国と市で支援する。			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	21,277
				R 5	1	17,696
				R 4	1	17,046
				R 3	1	17,046
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	公益社団法人鳥取市シルバー人材センター				
交付要件	公益社団法人鳥取市シルバー人材センター				
対象経費	運営及び事業に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	5.7%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5 国補助金は市補助金の額までしか交付されないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、10/10補助を継続する以上、事業内容の妥当性を精査し公平性に努めることが必要（国庫補助の状況を見極めながら、引き続き検討を行う）
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	144	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	学校給食用計画栽培支援補助金				
概要	学校給食用の農産物を生産する営農集団に対し、生産履歴の記帳及び計画栽培した農産物の出荷に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H16	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費
歳出事業名	学校給食計画栽培支援事業費				
R7予算	270千円				
R7予算 積算根拠	・生産履歴記帳事務件数 60戸×3,000円 ・計画栽培農産物出荷量 6,000箱÷10kg×15円			過去実績	件数 決算額 (千円)
				R6 (見込)	9 250
				R5	9 205
				R4	10 234
				R3	10 275
補助率・補助額	件数×3,000円、出荷量×15円/10kg当り			上限額	設定なし
特定財源	県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体
交付要件	学校給食用の農産物について、安定的かつ安全に生産し出荷する営農集団
対象経費	補助金交付要綱別表に定める事業に要した経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書添付の学校給食への供給実績、生産者一覧、栽培管理日誌、生産履歴確認書等によ

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 件数あたり及び出荷量あたりの補助単価を設定している。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、生産体制の強化が必要であるため、所管替えも含めて抜本的に補助制度を検討する必要がある（地産地消の推進）
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	145	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市商業振興補助金（商店街にぎわい形成促進事業費）				
概要	商店街団体等が実施する商店街のにぎわい形成を促進する事業に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2103）商業とサービス業等の振興、（施策コード2402）中心市街地の活性化				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	商店街にぎわい形成促進事業費					
R 7 予算	6,400千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	活動支援事業 1件×200千円、7件×600千円、2件×1,000千円 ※環境整備事業は申請見込なし			R 6 (見込)	9	4,713
				R 5	6	2,464
				R 4	3	1,418
				R 3	3	1,800
補助率・補助額	活動支援 4/5, 2/3, 1/2、環境整備 1/2			上限額	1,000千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	商店街団体等
交付要件	・活動支援事業 商店街づくりを行うソフト事業、商業振興に関するソフト事業 ・環境整備事業 商店街振興組合等が取り組む公共性の高い環境整備事業
対象経費	・活動支援事業 謝金、旅費、会場借上料、機器賃借料、雑役務費、広告宣伝費、通信運搬費、消耗品費、委託費、その他 ・環境整備事業 当該事業に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 商店街団体等の自己資金だけでは事業費をまかなえないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	整合性は満たすが、制度拡充後の実績も踏まえつつ、適宜制度の見直し（予算枠や補助対象要件の検討）は必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	146	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8283
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	外国人留学生等インターンシップ事業補助金				
概要	鳥取市国際経済発展協議会が実施する外国人留学生等インターンシップ事業に参加する留学生に対する補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現、（施策コード2102）工業の振興				
創設年度	H30	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名		国際経済交流推進事業費					
R 7 予算		230千円					
R 7 予算 積算根拠	957円（最低賃金）×8時間×10日×3人			過去実績	件数	決算額 (千円)	
				R 6 (見込)	2	153	
				R 5	1	55	
				R 4	2	86	
				R 3	0	0	
補助率・補助額		対象者1人日額7,660円			上限額		77千円
特定財源		なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市国際経済発展協議会が実施する外国人留学生等インターンシップの参加者				
交付要件	・インターンシップ事業において、受入企業で実施されるインターンシップに8割以上参加し、修了証の交付を受けている者。・過去に本補助金を受給したことがない者。				
対象経費	交付対象者1人当たり日額7,660円にインターンシップ実施日数を乗じて得た額				
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。				
実績確認	補助金交付申請書兼請求書に添付の外国人留学生等インターンシップ修了証により確認。				

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	4
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 修了証により確認している。 2-5 最低賃金をベースにしており、上限額を設定している。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、適宜制度の見直しは必要（外国人留学生等の積極的な参加を支援）
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	147	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8284
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市求職者教育訓練助成金				
概要	65歳未満の求職者が厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受ける場合に、支給要件期間の制限で雇用保険からの給付対象とならない者に対する助成金。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	H21	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	求職者教育訓練助成金					
R 7 予算	100千円					
R 7 予算 積算根拠	求職者教育訓練助成金 50千円×2人			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	0	0
				R 5	0	0
				R 4	2	79
				R 3	0	0
補助率・補助額		2分の1		上限額	50千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	個人
交付要件	・本市に住所を有する者 ・就職していない年齢が65歳未満の者で、公共職業安定所で求職手続を行っている ・大学院、大学、短大、高専、専修学校等の学生でない ・対象教育訓練を修了し、修了証又は単位認定証を授与された者 ・支給要件期間を満たさないため、雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金の支給を受けることができない など
対象経費	対象教育訓練の受講料（入学料を除く。）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の修了証又は単位認定証、領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、適宜制度の見直しは必要（雇用保険上の給付を受けることができない人への支援）
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

N0.	148	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8284
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市障がい者トライアル雇用奨励金				
概要	国のトライアル雇用に取り組んだ法定雇用率未達成事業者に対する奨励金。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	H23	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	障がい者雇用奨励金					
R7予算	180千円					
R7予算 積算根拠	・精神障がい 1人×90千円 ・一般障がい 2人×45千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	45
				R5	0	0
				R4	3	225
				R3	1	50
補助率・補助額	1.5万/月×最長3か月（精神は最長6か月）			上限額	90千円	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市内に本社又は支社が所在する事業者				
交付要件	・鳥取市内に事業所を有する者であること ・申請日において法定雇用率が未達成であること・市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金を滞納していないこと ・鳥取市に住所を有する者を国の「障害者トライアル雇用制度」に基づき雇用していること				
対象経費	国のトライアル雇用助成 金の支給対象となる障がい者を雇用した事業所への奨励金				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書等に添付の国のトライアル雇用支給決定書により確認する。				

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3、2-5 国のトライアル雇用制度を活用した事業主に対する奨励金であり、対象経費に対する補助金ではない。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、適宜制度の見直しは必要（障がい者雇用の推進）
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	149	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8284
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中小企業等奨学金返済支援事業補助金				
概要	従業員の奨学金返済支援制度を設ける事業者に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	R1	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	人材確保推進事業費						
R7予算	480千円						
R7予算 積算根拠	80千円×6社				過去実績	件数	決算額 (千円)
					R6 (見込)	4	320
					R5	3	188
					R4	2	160
					R3	2	160
補助率・補助額	2分の1				上限額	80千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市内に本社又は支社が所在する事業者		
交付要件	従業員の奨学金返済支援制度を設けていること		
対象経費	補助事業者が、支援制度に基づいて、支援対象従業員本人に対して直接給付した現金の額		
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。		
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。		

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、今後の実績等を踏まえ、適宜制度の見直しは必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	150	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	ふるさと産業規模拡大等事業費補助金				
概要	ふるさと産業(和紙、陶磁器、竹工、酒造など)の既存事業拡大に伴う設備投資や新商品の製造や販売に係る経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2403）魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H16	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	ふるさと産業規模拡大事業費						
R7予算	2,000千円						
R7予算 積算根拠	規模拡大型事業 4,000千円×1/2×1件				過去実績	件数	決算額 (千円)
					R6 (見込)	1	580
					R5	2	1,872
					R4	2	904
					R3	0	0
補助率・補助額	2分の1				上限額	2,000千円	
特定財源	県費						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者		
交付要件	ふるさと産業（和紙、陶磁器、竹工、酒造、菓子、木製家具、建具、及びクラフトの製造業）を行う事業者で、市税等を滞納していないもの		
対象経費	謝金、旅費、原材料費、機械装置費、外注加工費、委託料、広告宣伝費、雑費		
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。		
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。		

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、実績等を踏まえながら適宜見直しが必要（伝統産業振興のため、引き続き支援を行う）
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	151	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	伝統工芸等後継者育成支援事業補助金				
概要	伝統工芸等の研修従事者の研修経費や家賃等を補助。研修従事者を受入れる事業者を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2403）魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	伝統工芸等後継者育成支援事業費					
R7予算	1,560千円					
R7予算 積算根拠	・研修・滞在経費助成 月額100千円×12月 助成 月額30千円×12月 ・研修受入			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	910
				R5	0	0
				R4	1	3,020
				R3	2	3,250
補助率・補助額	定額（月額）			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者及び個人				
交付要件	伝統工芸（和紙漉き、陶芸、竹工、酒造、菓子、木製家具、建具、クラフトその他の工芸）の高度な技術を有し、その技術を伝承するため研修従事者を受け入れる事業者及び研修受入先において研修する者のうち一月に15日以上、かつ120日間以上研修する者				
対象経費	・研修受入先 研修経費 ・研修従事者 研修中の滞在経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 滞在費助成及び研修助成ともに月額単価を設定している。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、県の動向も踏まえながら適宜制度の見直しが必要（伝統工芸の継承において厳しい状況は続いており、引き続き県や関係団体等との協議を進める）
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	152	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	因州和紙振興補助金				
概要	因州和紙の振興事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2403）魅力ある中山間地域の振興				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	因州和紙振興補助金					
R 7 予算	541千円					
R 7 予算 積算根拠	鳥取県因州和紙協同組合 677千円×4/5			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	541
				R 5	1	374
				R 4	1	496
				R 3	1	256
補助率・補助額	5分の4			上限額	541千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県因州和紙協同組合				
交付要件	鳥取県因州和紙協同組合が行う、後継者育成事業、教育情報事業、産業振興事業				
対象経費	後継者育成事業、教育情報事業、産業振興事業に要した経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 自己資金のみでは事業実施ができないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、1/2を超える補助を継続する以上、事業内容の妥当性を精査し公平性に努めることが必要（伝統産業振興のため、事業内容等の検討を進める）
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	153	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市花と木のまつり実行委員会事業運営補助金				
概要	鳥取市花と木のまつり実行委員会が実施する「鳥取市花のまつり」「鳥取市木のまつり」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2103, 2402）商業とサービス業等の振興、中心市街地の活性化				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	花と木のまつり開催補助金						
R 7 予算	2,507千円						
R 7 予算 積算根拠	対象経費 3,417千円(事業費)－910千円(補助金以外の収入等)			過去実績	件数	決算額 (千円)	
				R 6 (見込)	1	2,400	
				R 5	1	2,337	
				R 4	0	0	
				R 3	0	0	
補助率・補助額		10分の10		上限額		設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市花と木のまつり実行委員会
交付要件	鳥取市花と木のまつり実行委員会が実施する「花のまつり」「木のまつり」の開催及び、実行委員会の運営事業
対象経費	「花のまつり」「木のまつり」の開催及び、実行委員会の運営に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	88.7%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 賛助金その他の収入でイベント開催が困難なため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-2 鳥取市花と木のまつり実行委員会規約第8条に「事務局は経済・雇用戦略課内に置く」と明記している。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、今後、市から他者への事務局委任することや新たな財源を模索するなど検討を要する。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	154	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市商工会補助金				
概要	商工会（商工会法規定）の運営及び小規模事業経営支援事業等に要する経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2102, 2103）工業の振興、商業とサービス業等の振興				
創設年度	H16	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	商工会補助金						
R 7 予算	24,600千円						
R 7 予算 積算根拠	・ 鳥取東商工会 6,145千円 ・ 鳥取南商工会 8,850千円 ・ 鳥取西商工会 9,605千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
				R 6 (見込)	3	24,515	
				R 5	3	24,640	
				R 4	3	24,008	
				R 3	3	24,093	
補助率・補助額		3分の2		上限額	設定なし		
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市内の商工会				
交付要件	本補助金の交付の対象となる者は、本市内の商工会とする。				
対象経費	・小規模事業経営支援事業に要する経費 ・商工業の振興と安定及び福祉の増進を図るために行う事業の実施に要する経費 ・地域の総合的な振興を図るために行う新たな事業の実施に要する経費 等				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	30.0%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 各商工会の自己資金だけでは事業費をまかなえず、安定した事業展開を図るため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	155	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8283
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市物産振興体制強化事業補助金				
概要	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会が行う特産品及び伝統工芸品等の販路拡大や推進体制の整備に係る経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現、（施策コード2103）商業とサービス等の振興				
創設年度	H20	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	物産振興体制強化事業費						
R 7 予算	21,772千円						
R 7 予算 積算根拠	・物産部門への補助 9,210千円 ・インターネットショップ「とっとり市」運営補助 12,562千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
				R 6 (見込)	1	25,864	
				R 5	1	8,790	
				R 4	1	8,790	
				R 3	1	8,790	
補助率・補助額		1/2、3/4又は10/10		上限額		設定なし	
特定財源	国費						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会				
交付要件	鳥取市観光コンベンション協会が実施する物産振興等に関する事業及び鳥取市インターネットショップ「とっとり市」の運営。				
対象経費	物産振興等に関する事業及び鳥取市インターネットショップ「とっとり市」の運営に要する経費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	17.1%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				5
評価対象項目数				15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5 コロナ禍の影響から抜け出せていない鳥取市観光コンベンション協会の運営の安定を図るため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 コロナ禍の影響で売上実績が激減していたため

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、物産部門補助について協会の取組強化を踏まえ、補助内容等の見直しが必要。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	156	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8284
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市雇用促進協議会補助金				
概要	鳥取市雇用促進協議会の運営及び事業費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	R1	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	雇用促進協議会支援事業費						
R 7 予算	1,175千円						
R 7 予算 積算根拠	・若者の地元定着促進事業 15千円 定着促進事業 1,084千円 ・人材確保・職場 会議費、事務費 76千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
				R 6 (見込)	1	1,390	
				R 5	1	2,200	
				R 4	1	32	
				R 3	1	41	
補助率・補助額		10分の10		上限額		設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市雇用促進協議会
交付要件	鳥取市雇用促進協議会の運営事業
対象経費	協議会運営費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	100.0%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 協議会の運営資金は市補助金のみとなっているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-2 鳥取市雇用促進協議会運営要綱第9条に「事務局は経済・雇用戦略課内に置く」と明記している。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、適宜制度・事業内容の見直しは必要。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	157	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金				
概要	商店街組織等が実施する地域課題の解決に資する環境整備等の事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2103, 2402）商業とサービス業等の振興、中心市街地の活性化				
創設年度	H25	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	中心市街地活性化推進事業補助金						
R 7 予算	6,110千円						
R 7 予算 積算根拠	・ 鳥取本通り商店街振興組合 80千円×2/3(県1/3) ・ 智頭かい道商店街振興組合 86千円×2/3(県1/3) ・ 濱 崎酒販株式会社 10,000千円×2/3(県1/3) ※上限6,000 千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
				R 6 (見込)	2	703	
				R 5	1	663	
				R 4	1	832	
				R 3	0	0	
補助率・補助額		3分の2		上限額		6,000千円	
特定財源	県費						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	(1) 環境整備等支援事業：商店街組織、(2) 出店促進支援事業：中小企業者				
交付要件	・環境整備等支援事業は1以上、出店促進支援事業は2以上の地域課題解決に資する事業であること。また、出店促進支援事業は、新規出店に係る事業で、商工団体の継続的な経営支援を受ける事業であること。				
対象経費	・環境整備 調査研究・実証実験に係る経費、施設改修に係る経費、サービス・システム等の導入に係る経費等 ・出店促進 店舗改修費等				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県の補助要綱により補助率等が定められているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	県間接補助。適合性は満たすが、県の動向も見極めながら、適宜制度の見直しは必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	158	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市商業振興補助金（中心市街地活性化推進事業）				
概要	商店街団体等が実施する中心市街地の活性化を推進する事業に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2103, 2402）商業とサービス業等の振興、中心市街地の活性化				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	中心市街地活性化推進事業補助金					
R7予算	2,000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R7予算 積算根拠	3,000千円*2/3			R6 (見込)	0	0
				R5	0	0
				R4	1	2,000
				R3	0	0
				補助率・補助額	2/3、4/5	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	商店街団体等
交付要件	・鳥取市が定めた中心市街地活性化基本計画に基づき実施される事業であり、その事業実施に必要な調査、設計書等を作成するもの ・商店街の持続的な発展を目的とした中長期的なビジョンを策定・実行する事業
対象経費	謝金、旅費、会場借上料、通信運搬費、消耗品費、委託費、印刷製本費、その他市長が特に必要と認める経費等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 商店街団体等の自己資金だけでは事業費をまかなえないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、適宜制度の見直しは必要（中心市街地活性化基本計画に基づき支援策を検討）
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	159	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8284
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地元企業人材確保助成金				
概要	市内中小企業等が従業員を正規に雇用することを目的に、自社のPR動画など人材確保に係る経費を助成。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	R6	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	人材確保推進事業費						
R 7 予算	200千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
R 7 予算 積算根拠	2件×100千円(上限額)			R 6 (見込)	0	0	
				R 5	0	0	
				R 4	0	0	
				R 3	0	0	
				補助率・補助額			4分の3
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市内に本社又は支社が所在する事業者				
交付要件	以下のいずれかの事業 ・PR動画等作成事業 ・合同企業説明会、採用面接会等への出展 ・就職情報サイトへの掲載 ・採用コンサルティング				
対象経費	委託料等、出展に要する経費、掲載料				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 地元企業における人材の確保が喫緊の課題であり人手不足による地域経済への影響が大きい。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、今後の実績等を踏まえ、適宜制度の見直しは必要（補助率、終期を検討など）
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	160	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8284
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中小企業人材育成補助金				
概要	市内中小企業等が従業員等を対象とした能力向上やスキルアップに資する研修または講座受講に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	R6	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費
歳出事業名	働き方改革推進事業費（重点支援地方交付金）				
R7予算	1,000千円				
R7予算 積算根拠	・200千円×2社 ・10千円×60件			過去実績	件数 決算額 (千円)
				R6 (見込)	43 562
				R5	0 0
				R4	0 0
				R3	0 0
補助率・補助額	2分の1			上限額	100千円
特定財源	国費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市内に本社又は支社が所在する事業者				
交付要件	①公的研修機関、②試験期間、教育訓練機関、中小企業団体、事業協同組合等、③専門的な研修を行っている民間団体又は企業、④補助対象者が自ら企画して主催する研修等のいずれかが実施する研修または講習				
対象経費	謝金、委託料、教材費、会場借上料、受講料、講師招へいに係る交通費及び宿泊費、県外受講に係る交通費及び宿泊費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、実績や関係機関からの意見も踏まえ、適宜制度の見直しは必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	161	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8288
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市脱炭素先行地域づくり既存住宅断熱改修促進事業費補助金				
概要	脱炭素先行地域に選定されたエリアの既存住宅の断熱改修に要する経費を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	地球温暖化対策推進法				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	スマートエネルギータウン構想推進事業費						
R 7 予算	12,000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
R 7 予算 積算根拠	10件×1,200千円			R 6 (見込)	3	3,600	
				R 5	2	1,754	
				R 4	0	0	
				R 3	0	0	
				補助率・補助額			3分の2
特定財源	国費						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人				
交付要件	次のいずれかに該当する者（１）本補助金の申請時点に、脱炭素先行地域選定エリア内に専用住宅を所有し、かつ、現に居住する個人（当該住宅を住所として本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。次において同じ。）（２）第10条の規定による実績報告書の提出時点に、脱炭素先行地域選定エリア内に専用住宅を所有し、かつ、現に居住する個人				
対象経費	補助対象事業の実施に要する経費（本工事費、間接工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費、設備費、業務費、事務費）				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 国交付金要綱に定める補助率のため。 2-8 終期設定は令和10年度末まで。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	国の交付金による間接補助のため、国の補助率とするもの。脱炭素先行地域の取組を引き続き推進する（R10年度末までの予定）
審査／行財政改革課	適切
意見	令和10年度末で廃止予定。

鳥取市補助金カルテ

NO.	162	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8288
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市脱炭素先行地域づくり事業交付金				
概要	脱炭素先行地域計画提案書及び地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に定める事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	地球温暖化対策推進法				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費
歳出事業名	スマートエネルギータウン構想推進事業費				
R 7 予算	536,994千円				
R 7 予算 積算根拠	・佐治川小水力発電事業 30,000千円×3/4 ・戸建住宅PV導入 184,000千円×2/3 ・戸建住宅家庭用蓄電池導入 159,960千円×3/4 ・公立鳥取環境大学ZEB化等 193,124千円×2/3 ・その他事業 143,110千円				過去実績
					件数
					決算額 (千円)
					R 6 (見込)
					4
				R 5	4
				R 4	0
				R 3	0
補助率・補助額	2/3, 3/4				上限額
特定財源	国費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者
交付要件	鳥取市脱炭素先行地域づくり事業推進協議会（令和5年6月14日設立）の運営委員、パートナー会員又はサポート会員
対象経費	交付対象事業の実施に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 国交付金要綱に定める補助率のため。 2-8 終期設定は令和10年度末まで。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	国の交付金による間接補助のため、国の補助率とするもの。脱炭素先行地域の取組を引き続き推進する（R10年度末までの予定）
審査／行財政改革課	適切
意見	令和10年度末で廃止予定。

鳥取市補助金カルテ

NO.	163	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金				
概要	クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、起業の際に必要な資金調達を支援。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市中小企業・小規模企業振興ビジョン				
創設年度	R6	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	ふるさと起業家支援プロジェクト事業費					
R 7 予算	1,000千円					
R 7 予算 積算根拠	1,000千円×1件			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	0	0
				R 5	0	0
				R 4	0	0
				R 3	0	0
補助率・補助額	2分の1			上限額	2,000千円	
特定財源	その他(地方債、諸収入等)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	法人、個人事業主
交付要件	市内に事業所等を設置し創業から12月を経過していない又は年度内に市内に事業所等を有して創業を行おうとする法人若しくは個人事業主。
対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費等
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書へ領収書を添付させ、確認する

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、実績等を踏まえながら適宜見直しが必要（実績等を踏まえ、起業支援制度の検討を進める）
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	164	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	伴走型スタートアップ支援補助金				
概要	新規創業事業者の初期経費に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	R6	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	ふるさと起業家支援プロジェクト事業費					
R7予算	1,500千円					
R7予算 積算根拠	100千円×15件			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	12	1,991
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	2分の1			上限額	100千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市内において新たに創業する者				
交付要件	市内において新たに創業する者				
対象経費	施設整備費、機械装置費、備品費等				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、支援機関等の意見も踏まえながら適宜見直しが必要（実績等を踏まえ、起業支援制度の検討を進める）
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	165	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8288
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市脱炭素先行地域づくりEV充放電設備導入支援事業費補助金				
概要	脱炭素先行地域の対象エリアの個人に対し、EVの普及に向けてEV充放電設備を導入する事業に要する経費の一部を補助する				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	地球温暖化対策推進法				
創設年度	R6	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	スマートエネルギータウン構想推進事業費					
R7予算	15,000千円					
R7予算 積算根拠	20,000千円×3/4			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	0	0
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	4分の3			上限額	設定なし	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	補助金の交付の申請をする時点において、脱炭素先行地域選定エリア内に住宅を所有し、かつ、現に居住する個人（当該住宅を住所として本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）。※市税等を滞納している者は交付対象としない
対象経費	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に規定する経費から本補助金以外に交付される補助金等を除いたものとする。
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書へ領収書等の必要書類を添付いただき確認する

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 国交付金要綱に定める補助率のため。 2-8 終期設定は令和10年度末まで。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	国の交付金による間接補助のため、国の補助率とするもの。脱炭素先行地域の取組を引き続き推進する（R10年度末までの予定）
審査／行財政改革課	適切
意見	令和10年度末で廃止予定。

鳥取市補助金カルテ

NO.	166	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8282
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市経済団体記念イベント開催事業補助金				
概要	鳥取市内の経済団体が開催する記念イベント事業（周期記念イベント等）への補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2102, 2103）工業の振興、商業とサービス業等の振興				
創設年度	R7	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	中小企業等支援事業費					
R7予算	1,250千円					
R7予算 積算根拠	鳥取県東部中小企業青年中央会50周年記念事業 2,500千円円×1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	0	0
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県東部中小企業青年中央会
交付要件	創設50周年記念イベント事業への補助
対象経費	イベント開催に要する費用
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				0
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	令和7年度末で廃止。

鳥取市補助金カルテ

NO.	167	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8284
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市リモートワーカー等外部人材活用補助金				
概要	リモートワーカーをはじめとするデジタル技術を活用できる外部人材の活用に要する経費、外部人材活用に向けての専門的支援に要する経費の一部を助成。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	人材確保推進事業費（重点支援地方交付金）					
R7予算	900千円					
R7予算 積算根拠	300千円×3件			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	2	434
				R5	2	384
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	2分の1			上限額	300千円	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市内に本店、支店その他の事業所を置く事業者
交付要件	・とっとりリモートワーカー育成・実践事業「とりも」又は鳥取市男女共同参画課が実施する「女性デジタル人材育成事業」を通じて育成された人材の活用 ・専門的支援を受けて行う外部人材活用に向けた業務プロセスの分析や見直し
対象経費	報償費、役務費、委託料
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、実績を踏まえ、事業効果を検証したうえで事業の継続判断が必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	168	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8288
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	株式会社スマートエネルギーとっとり運営支援事業補助金				
概要	環境省脱炭素先行地域において電力サービスを提供する株式会社スマートエネルギーと通りの運営に要する経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	地球温暖化対策推進法				
創設年度	R7	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	スマートエネルギータウン構想推進事業費					
R 7 予算	9,213千円					
R 7 予算 積算根拠	対象経費 9,213千円×10/10			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	0	0
				R 5	0	0
				R 4	0	0
				R 3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	株式会社スマートエネルギーとっとり				
交付要件	株式会社スマートエネルギーと通りの運営経費				
対象経費	人件費、報酬、旅費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、備品購入費、広告宣伝費、通信運搬費、委託料、光熱水費、借上料、手数料、保険料経費及びその他市長が特に認める経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	○	人件費	○	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5 環境省脱炭素先行地域の取組を推進するため、電力サービスを提供する株式会社スマートエネルギーと通りの運営に必要な人員を確保するため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	脱炭素先行地域の取組のため、R10年度末までの予定。
審査／行財政改革課	適切
意見	令和10年度末で廃止予定。

鳥取市補助金カルテ

NO.	169	担当課	経済・雇用戦略課	外線	0857-30-8283
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	あさひかわ菓子博2025支援事業補助金				
概要	鳥取県菓子工業組合の全国菓子大博覧会への出展に要する経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2103）商業とサービス業等の振興				
創設年度	R7	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	物産振興事業費					
R7予算	500千円					
R7予算 積算根拠	全国菓子大博覧会出典補助 500千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	0	0
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	500千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県菓子工業組合
交付要件	鳥取県菓子工業組合の全国菓子大博覧会への出展事業
対象経費	旅費、需用費、物件費、役務費、その他全国菓子大博覧会への出展に係る経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 交付先団体は自主財源がないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-